

## 通所介護事業運営規程

### (事業の目的及び運営の方針)

居宅要介護者等について、老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴 及び食事の提供、その他の日常生活上の世話並びに利用者家族の身体的負担の軽減を図るものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第2条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 すみれデイサービスセンター
- (2) 所在地 青森県黒石市馬場尻南 61-2

### (従業員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管 理 者	1 名	施設の管理・運営を行う。
生活相談員	1 名	利用者の相談援助を行う。
看護職員	1 名以上	利用者の健康管理を行う。
介護職員	4 名以上	利用者の介護援助を行う。
機能訓練指導員	1 名以上	利用者の機能訓練指導を行う。

### (営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜～土曜日（ただし、1月1日をのぞく）
- (2) 営業時間 午前7時50分～午後5時00分までとする。

ただし、送迎をのぞいたサービス提供時間は、

午前8時50分～午後4時00分までとする。

（指定通所介護の利用定員）

第5条 指定通所介護の利用定員は、30人とする。

（指定通所介護の内容及び利用料、その他の費用の額）

第6条 事業所の介護内容は次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護の介護提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (2) 指定通所介護の介護提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定通所介護の介護提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを、利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症

の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

2 利用料は、その利用者から利用料の一部として、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から、指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

3 指定通所介護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により、通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

(地域外からお住まいまでの距離：1 k mにつき 37 円)

(2) 食事代 450 円

(3) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(4) 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、黒石市、田舎館村、平川市、藤崎町（旧常盤村地区）、青森市

(旧浪岡町地区)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 サービス利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- (2) 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- (3) 通所介護事業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこととする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護職員等は、通所介護の提供を行っているときにおいて、利用者に病状の急変が生じた場合、その必要な処置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）を別途定める。

(高齢者虐待防止)

第 11 条 入居者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を別途定める。

(身体拘束廃止)

第 12 条 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束廃止について別途定める。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

3 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる。

4 当該指定通所介護事業において、感染者が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

5 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持する。

6 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人すみれ会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 1 月 1 日 一部改正

平成 14 年 2 月 1 日 一部改正

平成 15 年 8 月 1 日 一部改正

平成 17 年 10 月 1 日 一部改正

平成 18 年 4 月 1 日 一部改正

平成 19 年 4 月 1 日 一部改正

平成 21 年 2 月 1 日 一部改正

平成 21 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 7 月 1 日 一部改正

平成 25 年 11 月 1 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正